投資信託説明書
（請求目論見書）

2025.12.11

ラッセル・インベストメント
世界環境テクノロジー・ファンド

追加型投信／内外／株式

◆この目論見書により行う「ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年 12 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 12 月 11 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	:	2025 年 12 月 10 日
発行者名	:	ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	:	代表取締役社長兼ＣＥＯ　山本　圭志
本店の所在の場所	:	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

ラッセル・インベストメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

ー 目 次 ー

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第１【ファンドの状況】	3
第２【管理及び運営】	37
第３【ファンドの経理状況】	42
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	61
第三部【委託会社等の情報】	62
約款	

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜 3.0%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2025 年 12 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	
一般	年２回	日本	
大型株	年４回	北米	
中小型株	年６回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（　　）			
資産複合（　　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

為替ヘッジ
あり（　　）
なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

◆日本を含む世界各国の環境テクノロジー関連企業の株式等に投資します。

➤環境テクノロジー関連ビジネスには、たとえば、クリーンエネルギー、エネルギー効率、水関連技術、環境汚染処理、廃棄物処理、環境マネジメント等があげられますが、環境に関連するビジネス全般の裾野が広がるなか、これらの分野に限らず、様々な分野における環境テクノロジーに注目します。

※上記は主な環境テクノロジー関連ビジネスを示したものであり、これらに限定されるものではありません。

◆外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

◆ラッセル・インベストメントが世界中から運用会社を厳選し、複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

➤ラッセル・インベストメントが行う「マルチ・マネージャー運用」とは

ステップ 1
世界中で数多くの運用会社を調査し、環境株式とグローバル株式の各分野において優れた専門家（運用会社）を厳選します。

ステップ 2
各分野で厳選された専門家（運用会社）の特徴を活かし、それらをバランスよく組み合わせてファンドを構築します。

ステップ 3
運用会社における運用能力の変化等に応じて、ファンドで採用する専門家（運用会社）を入れ替えます。

〈 複数の専門家（運用会社）を組み合わせることによって、リスクの分散を図るとともに、より安定的なリターンの獲得を目指します。 〉

◆運用会社の構成（2025年12月10日現在）

➤当ファンドで採用する運用会社の構成は以下のとおりです。

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド

環境テクノロジー関連株式とグローバル株式の専門家の組合せ

グローバル株式市場から独自に環境テクノロジー関連銘柄を選択	ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準に沿って適正な株価水準銘柄を選択※
インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド（英国ロンドン） 目標配分割合：75%	**ラッセル・インベストメント・インプリメンネーション・サービシーズ・エル・エル・シー（RIIS）（米国シアトル）** 目標配分割合：25%

※ ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準とは、日本を含む世界各国の株式からクリーンエネルギー&エネルギー効率、水関連技術&環境汚染処理、廃棄物処理&環境マネジメント等の事業を行う環境テクノロジー関連企業を選別して作成されています。また、適正な株価水準は運用会社の運用スタイルによって異なります。

（注1）「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」ということがあります。「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

（注2）上記の外部委託先運用会社は2025年12月10日現在のものであり、事前の通知なしに随時変更されることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

（注3）当ファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合における当ファンドの一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

各運用会社の特徴および運用プロセス

インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド（英国ロンドン）

特　徴

- ✓ 1998年に設立し、早くから環境テクノロジービジネス分野の企業リサーチおよび分析を開始しました。
- ✓ 環境問題のトレンドを捉え、持続性且つ成長が見込める企業に着目し、長期的視点から投資を行います。
- ✓ 運用チームはESGスペシャリストを含む経験豊富なメンバーで構成されています。
- ✓ 英国スチュワードシップ・コードの受入れを表明しています。

運用プロセス

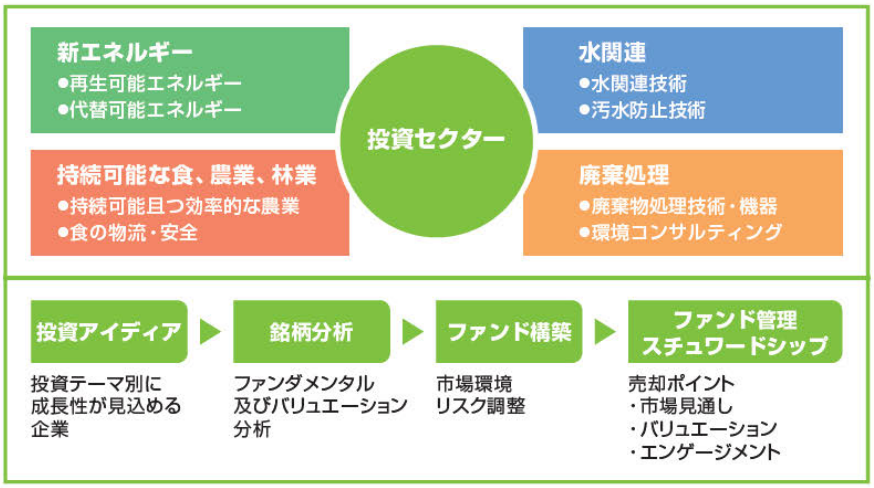

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（RIIS）（米国シアトル）

特　徴

- ✓ 環境テクノロジー関連銘柄のうち同社が独自に開発した「バリュー・コンセプト・アプローチ」を用いて選定したバリュー（割安）度合いの高い銘柄に投資することを基本とします。

運用プロセス

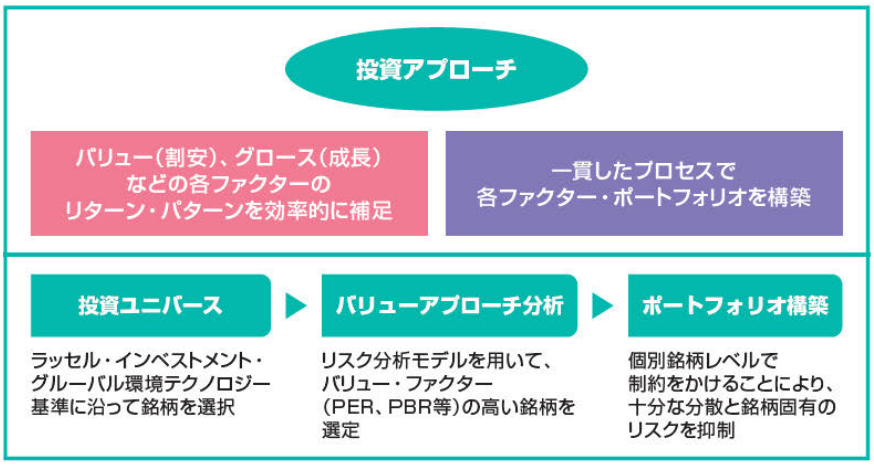

※ 上記の外部委託先運用会社は2025年12月10日現在のものであり、事前の通知なしに随時変更されることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

ラッセル・インベストメントにおける「ESGファンド」について

当ファンドでは、ラッセル・インベストメント（以下「弊社グループ」ということがあります。）が世界中から運用会社を厳選し、複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。マルチ・マネージャー運用では、運用会社を厳選する段階においてESGを考慮し※、運用会社を評価しています。そのプロセスに加え、ファンドの設定目的等をもとに「ESGファンド」と位置付けています。

当ファンドは環境テクノロジー関連企業に投資することを設定目的としていることから、「ESGファンド」に該当します。なお、当ファンドでは、分野は特定せず、様々な分野における環境テクノロジー関連企業の株式等に投資しますので、特定の分野に対する投資比率の目標や目安は設定しておりません。

※マルチ・マネージャー運用におけるESGの考慮について

弊社グループにおいて、マルチ・マネージャー運用における「責任ある投資家」の責務として、以下のプロセスを採用しています。

- ●運用会社評価において、運用能力の評価（総合評価）の一部として、ESG評価項目を加味
- ●外部委託先運用会社のスチュワードシップ活動のモニタリング
- ●株主権利を積極的に行使するための議決権行使体制整備（議決権行使はグローバルの行使方針のもとラッセル・インベストメントとして行使）
- ●エンゲージメント活動

当ファンドについては、特にESG要素に注目した投資（環境テクノロジー関連企業への投資）を行うため、外部委託先運用会社の選定におけるESG評価は重視すべき要素と考えています。そのため、運用能力の評価（総合評価）が高く、かつESG評価単独においても評価が高い運用会社を採用しています。

ラッセル・インベストメントのスチュワードシップ方針について

ラッセル・インベストメント株式会社は、責任ある機関投資家として、適切に受託者責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れることを表明し、方針を定めて開示しています。また、弊社グループは、議決権行使のプロセスを通じ、さらに企業との直接のエンゲージメントの実践や業界リーダーたちと協同することで、投資先企業の株主価値を向上し、前向きな変化を醸成するよう、積極的に取り組んでいます。

弊社グループにおけるESGファンドの考え方等は、ESGをめぐる状況等に応じて見直す場合があります。

●分配方針

毎決算時(毎年3月10日および9月10日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●主な投資制限

◆株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
◆投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以内とします。
◆デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額
・2,500 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2008 年 5 月 1 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2016 年 12 月 13 日
・ファンド名称変更
新名称：ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド
旧名称：ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

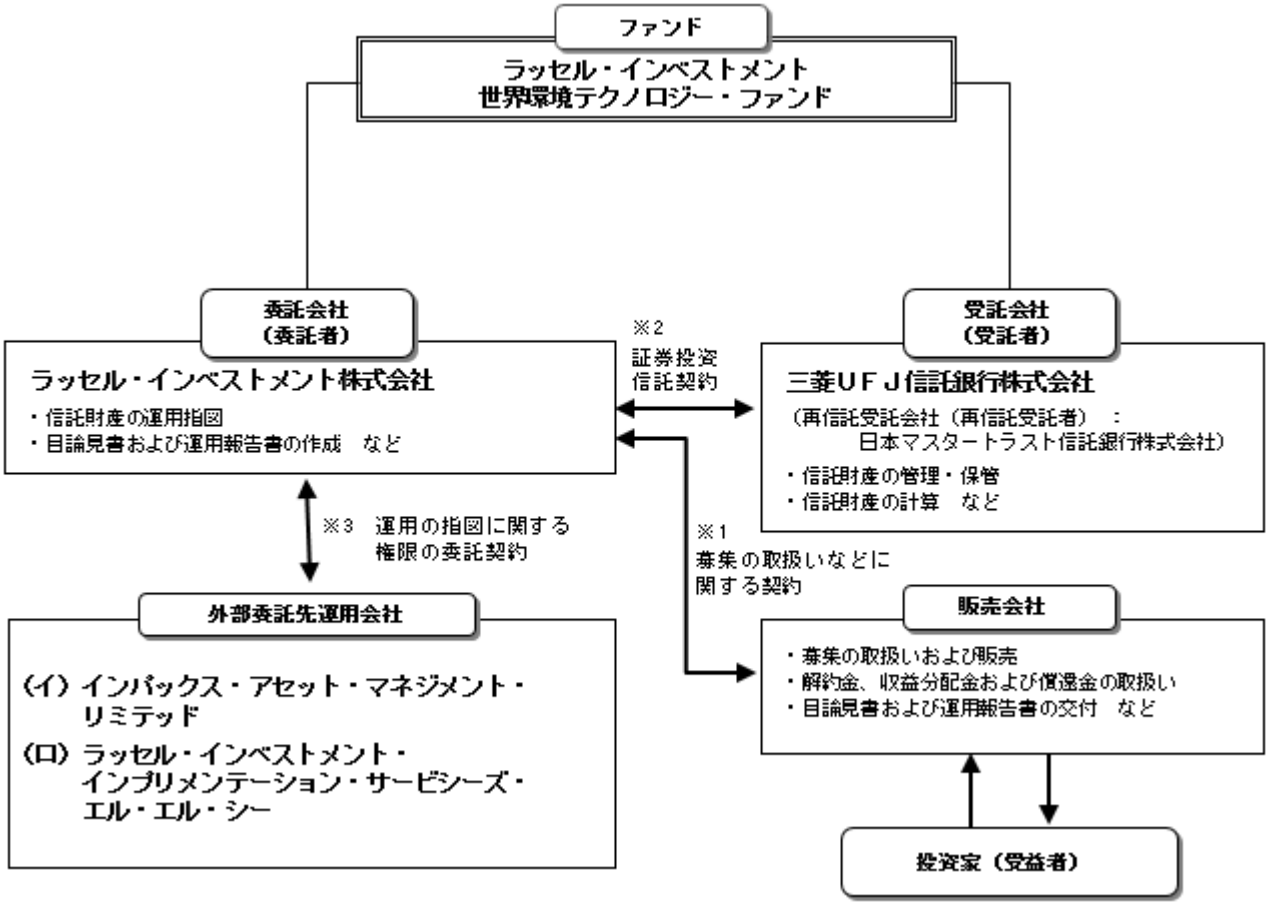

（注）上図は、2025 年 12 月 10 日現在のものです。株式等の運用指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、2025 年 12 月 10 日現在のものと異なることがあります。

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、当ファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

② 委託会社の概況（2025 年 9 月末現在）

１）資本金の額

490 百万円

２）沿革

1999 年 3 月 9 日： フランク・ラッセル投信株式会社設立

1999 年 3 月 25 日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

1999 年 11 月 15 日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録

2000 年 1 月 27 日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得

2002 年 7 月 18 日： 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更

2006 年 2 月 16 日： 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更

2006 年 3 月 1 日： ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併

2007 年 12 月 21 日： 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

３）大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	34,090 株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント　グループの概要

ラッセル・インベストメント　グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は 2025 年 6 月末現在で約 51 兆円となっています。当グループの創立は 1936 年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①主としてわが国を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
②運用にあたっては、原則として委託会社が選定した複数の運用会社に運用指図にかかる権限を委託し、各運用会社の組み合わせにより、投資成果の向上を図ります。なお、委託会社の判断により、適宜、運用指図にかかる権限を委託する運用会社の追加、削除または入替え、ならびに各運用会社への委託割合の変更を行うことがあります。
③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④株式以外の資産への投資は、信託財産総額の 50%以下とします。
⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。
⑥当ファンドにおける運用の権限委託（2025 年 12 月 10 日現在）
委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

（イ）

商号：	インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド《英国》
委託内容：	グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用

（ロ）

商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：	１）キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金相当分の範囲内で株式先物等を活用し、信託財産の運用効率を高めることをいいます。） ２）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。 ３）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント(注)） ４）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。 （注）当ファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社を追加、削除または入替え、および各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ＲＩＩＳ」ということがあります。）に委託します。なお、ＲＩＩＳは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、ＲＩＩＳは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。ＲＩＩＳはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてＲＩＩＳを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

当ファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用します。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は当ファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社をいつでも追加、削除または入替えをすることがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、当ファンドがその運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、2025 年 12 月 10 日現在のものと異なることがあります。
なお、当ファンドの最新の外部委託先運用会社に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（２）【投資対象】

わが国を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ）有価証券
　ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
　ハ）金銭債権
　ニ）約束手形
　ホ）匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
　イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から 11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で 21）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書ならびに 12）および 17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに 14）の証券のうち投資法人債券ならびに 12）および 17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および 14）の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、ＩＤ Ｔｏｋｙｏ ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

・委託会社の投資意思決定は、当ファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。

・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。

・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。

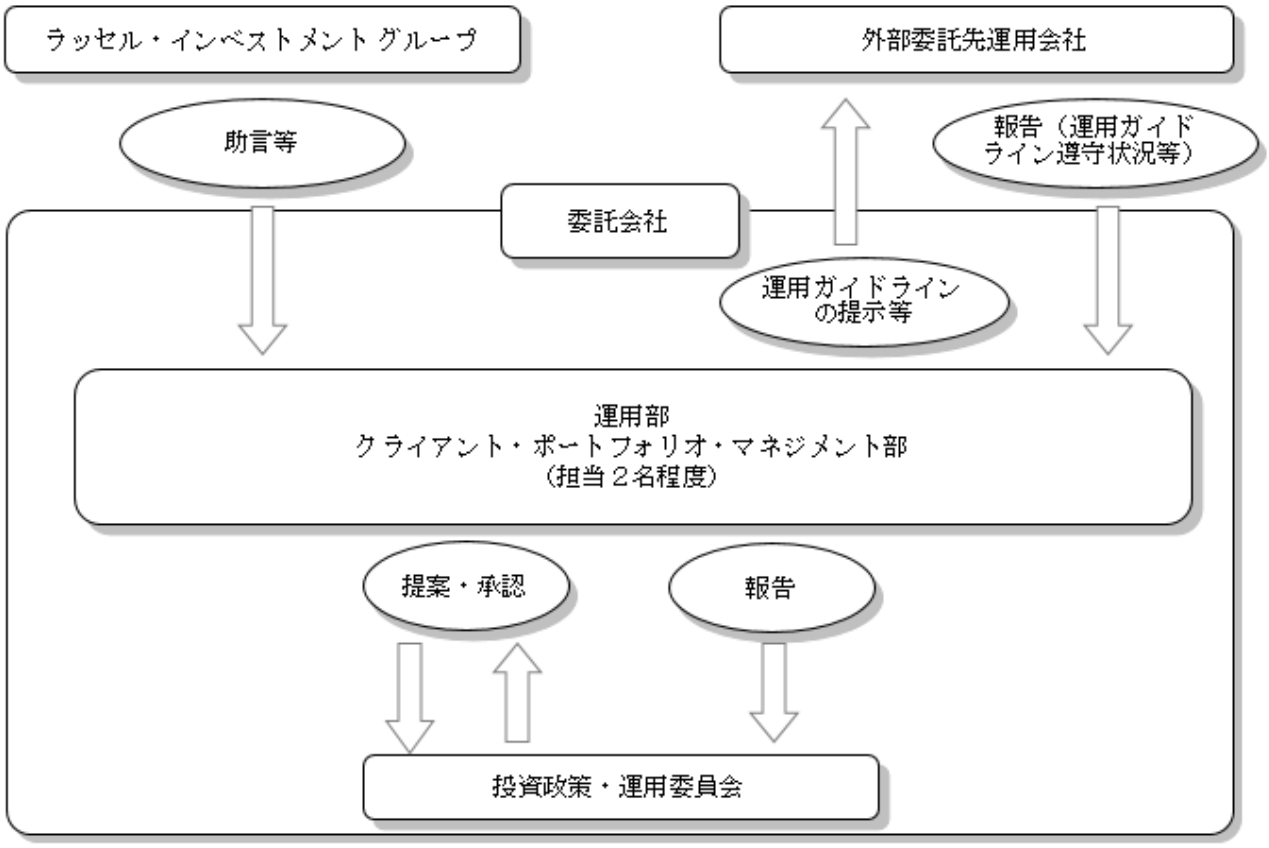

また、委託会社では、以下のようにファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「３ 投資リスク （２）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

・受託会社

オペレーション部（担当６名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

１）株式の投資割合には制限を設けません。

２）外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

３）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

４）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

５）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

６）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

７）委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

９）信用取引の指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10）先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ）委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ）委託会社は、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第 22 項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

11）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14）有価証券の空売りの指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

15）有価証券の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

16）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

17）外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

18）資金の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

＜主な変動要因＞

① 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは特定のテーマ（環境テクノロジー関連）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合や、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べて当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

② 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

⑤ 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

① 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

④ 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。

⑤ 換金申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

⑥ 当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

⑦　法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

⑧　分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の２段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。

・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。

・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。

・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2020年10月末～2025年9月末）

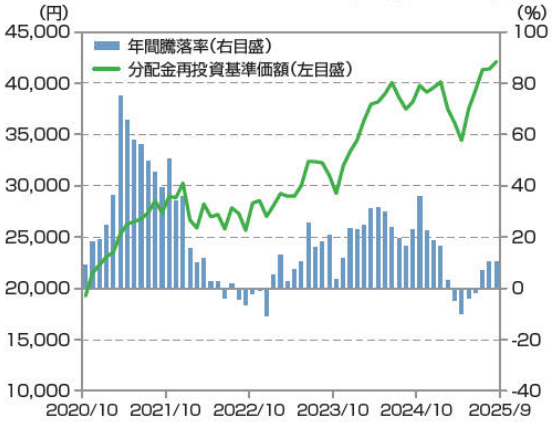

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2020年10月末～2025年9月末）

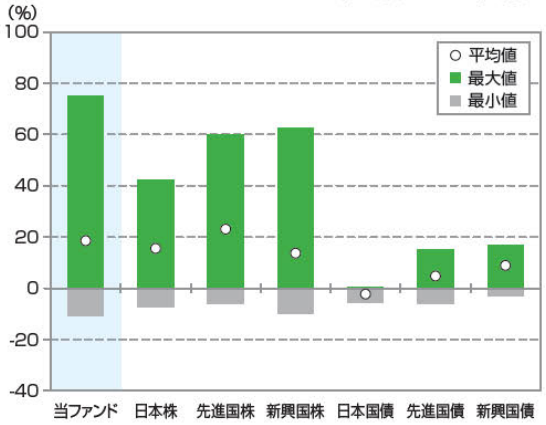

(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	18.6	15.6	23.1	13.7	-2.2	4.8	9.0
最大値	75.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-10.7	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近１年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近１年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>をご参照ください。

日本株 ･････ ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株 ････ ＭＳＣＩ ＫＯＫＵＳＡＩ（配当込み）
新興国株 ････ ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）
日本国債 ････ ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 国債
先進国債 ････ ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債 ････ ＦＴＳＥ新興国市場国債インデックス（円ベース）

◆ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属しています。また、NFRCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1 口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.98%（税抜 1.80%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率1.012%（税抜0.92%）
販売会社	年率0.880%（税抜0.80%）
受託会社	年率0.088%（税抜0.08%）

役務の内容	
委託会社	当ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。なお、グループ会社であるＲＩＩＳへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ＲＩＩＳが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はＲＩＩＳと当該運用会社との間で別途定められ、ＲＩＩＳが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

１）振替受益権の管理事務に関連する費用
２）有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
３）目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
４）信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
５）運用報告書の作成、提供、印刷および交付にかかる費用
６）当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
７）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年率 0.11％（税抜 0.10％）を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

③ 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

④ 当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ)」をご利用の場合

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

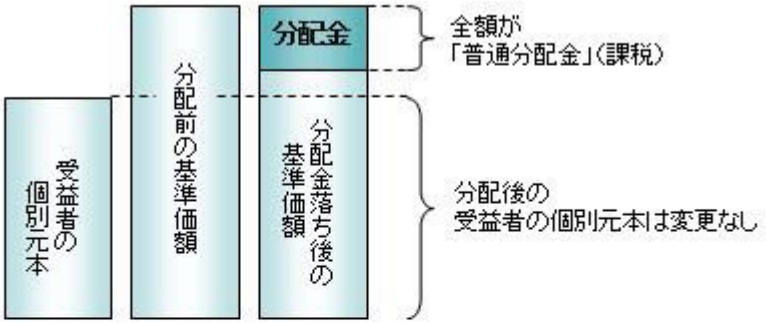

ロ）、ハ）の場合

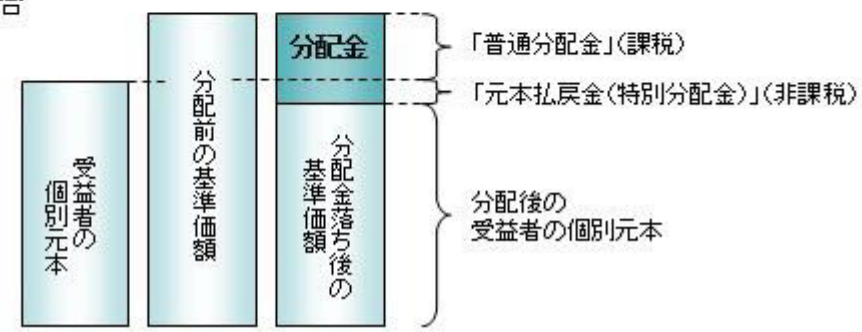

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2025 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における当ファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2025年3月11日～2025年9月10日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.08%	1.98%	0.10%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】
以下の運用状況は2025年 9月30日現在です。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	91,847,580	2.28
	アメリカ	2,078,123,201	51.55
	カナダ	11,538,502	0.29
	ドイツ	83,528,333	2.07
	フランス	362,995,331	9.00
	オランダ	1,475,374	0.04
	ベルギー	790,695	0.02
	オーストリア	2,004,766	0.05
	ルクセンブルク	1,679,518	0.04
	フィンランド	1,244,643	0.03
	アイルランド	398,621,169	9.89
	イギリス	138,523,033	3.44
	スイス	126,965,532	3.15
	スウェーデン	7,665,953	0.19
	デンマーク	661,230	0.02
	ケイマン諸島	5,581,751	0.14
	オーストラリア	2,133,295	0.05
	バミューダ	96,745,162	2.40
	香港	3,355,785	0.08
	シンガポール	2,116,420	0.05
	台湾	291,291,359	7.23
	中国	8,352,885	0.21
	ジャージー	101,580,876	2.52
	ガーンジー	2,255,764	0.06
	小計	3,821,078,157	94.78
投資証券	アメリカ	1,071,507	0.03
	カナダ	1,834,075	0.05
	フランス	3,037,927	0.08
	イギリス	4,138,407	0.10
	オーストラリア	2,662,622	0.07
	香港	1,152,965	0.03
	小計	13,897,503	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	196,377,267	4.87
合計(純資産総額)		4,031,352,927	100.00

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１　ファンドの状況　５　運用状況（参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	201,791,950	5.00

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3,480	74,203.28	258,227,417	76,613.64	266,615,495	6.61
2	アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	2,432	70,485.74	171,421,337	70,939.83	172,525,669	4.28
3	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,330	18,796.10	156,571,513	18,423.90	153,471,087	3.81
4	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	素材	4,500	30,877.70	138,949,652	30,779.99	138,509,988	3.44
5	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	21,000	5,918.05	124,279,092	6,354.53	133,445,130	3.31
6	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	3,388	32,158.00	108,951,327	35,162.47	119,130,477	2.96
7	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	2,671	38,985.32	104,129,794	40,869.59	109,162,695	2.71
8	フランス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	20,468	5,032.29	103,001,023	5,024.73	102,846,296	2.55
9	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	3,118	32,628.54	101,735,790	32,668.73	101,861,126	2.53
10	ジャージー	株式	APTIV PLC	自動車・自動車部品	7,955	12,229.00	97,281,720	12,769.43	101,580,876	2.52
11	バミューダ	株式	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	保険	2,564	35,482.57	90,977,310	37,252.75	95,516,060	2.37
12	アメリカ	株式	XYLEM INC	資本財	4,389	20,478.44	89,879,890	21,431.27	94,061,870	2.33
13	アメリカ	株式	HUBBELL INC	資本財	1,367	65,096.29	88,986,630	63,488.38	86,788,625	2.15
14	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	3,192	25,422.74	81,149,414	27,073.82	86,419,659	2.14
15	アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	1,167	89,978.60	105,005,033	71,702.09	83,676,347	2.08
16	アイルランド	株式	KERRY GROUP PLC-A	食品・飲料・タバコ	6,209	13,887.81	86,229,425	13,425.46	83,358,722	2.07
17	アメリカ	株式	MARVELL TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	6,333	9,951.13	63,020,565	12,266.22	77,681,992	1.93
18	アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロ	4,298	17,387.69	74,732,314	18,015.96	77,432,634	1.92

				ジー・ハードウェアおよび機器						
19	アメリカ	株式	VERALTO CORP	商業・専門サービス	4,820	15,763.90	75,982,007	15,644.31	75,405,576	1.87
20	アメリカ	株式	CARRIER GLOBAL CORP	資本財	8,558	9,460.49	80,962,919	8,803.27	75,338,422	1.87
21	イギリス	株式	ASHTEAD GROUP PLC	資本財	6,926	10,940.33	75,772,770	10,012.98	69,349,941	1.72
22	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,122	22,300.73	69,622,896	21,298.77	66,494,769	1.65
23	イギリス	株式	SPIRAX GROUP PLC	資本財	4,873	14,210.04	69,245,554	13,510.53	65,836,842	1.63
24	アメリカ	株式	REPUBLIC SERVICES INC	商業・専門サービス	1,929	34,103.94	65,786,503	34,102.45	65,783,631	1.63
25	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	2,109	24,341.88	51,337,025	30,512.95	64,351,824	1.60
26	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	10,000	7,381.03	73,810,310	6,403.41	64,034,110	1.59
27	アメリカ	株式	SMITH (A.O.) CORP	資本財	5,710	10,719.35	61,207,545	10,831.01	61,845,124	1.53
28	スイス	株式	DSM-FIRMENICH AG	素材	4,812	14,240.24	68,524,042	12,649.07	60,867,349	1.51
29	アメリカ	株式	EBAY INC	一般消費財・サービス流通・小売り	4,435	13,764.70	61,046,446	13,573.38	60,197,983	1.49
30	スイス	株式	SIKA AG-REG	素材	1,761	34,627.43	60,978,918	33,023.36	58,154,147	1.44

(注１)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注２)国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１　ファンドの状況　５　運用状況（参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

(注３)業種は、外国株式は MSCI が採用する世界産業分類基準※（以下「GICS」）の 25 産業グループ、国内株式は東証株価指数 33 業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報)」では、外国株式、国内株式ともに MSCI が採用する GICS の 25 産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

※世界産業分類基準（GICS）は MSCI と S&P が開発したものであり、MSCI と S&P の独占的な財産です。「世界産業分類基準（GICS)」は MSCI と S&P のサービス・マークです。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	0.04
		石油・石炭製品	0.09
		ゴム製品	0.12
		ガラス・土石製品	0.02
		電気機器	1.32
		輸送用機器	0.47
		陸運業	0.15
		不動産業	0.07
	外国	不動産管理・開発	0.07

		エネルギー	0.04
		素材	11.43
		資本財	21.72
		商業・専門サービス	6.03
		運輸	3.30
		自動車・自動車部品	4.04
		耐久消費財・アパレル	0.14
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.49
		食品・飲料・タバコ	2.07
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.42
		保険	2.37
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.02
		ソフトウェア・サービス	10.72
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.37
		公益事業	3.08
		半導体・半導体製造装置	13.21
投資証券	外国	—	0.34
合計			95.13

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

（注２）業種は、外国株式は MSCI が採用する GICS の 25 産業グループ、国内株式は東証株価指数 33 業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報）」では、外国株式、国内株式ともに MSCI が採用する GICS の 25 産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（有価証券先物取引等）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	2	米ドル	667,884.37	99,434,626	671,350	99,950,588	2.47
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg	買建	6	米ドル	403,500.06	60,073,090	406,590	60,533,118	1.50
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	MSCI EAFE	買建	2	米ドル	279,426.47	41,601,013	277,460	41,308,244	1.02

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年９月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
16期	（2016年３月10日）	4,484,415,868	4,484,415,868	1.2522	1.2522
17期	（2016年９月12日）	4,045,853,987	4,045,853,987	1.2557	1.2557
18期	（2017年３月10日）	4,294,709,625	4,294,709,625	1.5021	1.5021
19期	（2017年９月11日）	4,053,176,873	4,053,176,873	1.5789	1.5789
20期	（2018年３月12日）	3,869,157,291	3,869,157,291	1.6815	1.6815
21期	（2018年９月10日）	3,494,215,294	3,494,215,294	1.6609	1.6609
22期	（2019年３月11日）	3,185,803,873	3,185,803,873	1.6183	1.6183
23期	（2019年９月10日）	2,856,753,285	2,856,753,285	1.6491	1.6491
24期	（2020年３月10日）	2,351,458,313	2,351,458,313	1.4862	1.4862
25期	（2020年９月10日）	2,942,247,856	2,942,247,856	1.9314	1.9314
26期	（2021年３月10日）	3,765,593,115	3,765,593,115	2.3801	2.3801
27期	（2021年９月10日）	4,317,693,223	4,317,693,223	2.7974	2.7974
28期	（2022年３月10日）	3,551,957,112	3,551,957,112	2.4915	2.4915
29期	（2022年９月12日）	3,734,036,269	3,734,036,269	2.8193	2.8193
30期	（2023年３月10日）	3,548,869,310	3,548,869,310	2.8604	2.8604
31期	（2023年９月11日）	3,664,809,044	3,664,809,044	3.1041	3.1041
32期	（2024年３月11日）	4,077,587,066	4,077,587,066	3.5816	3.5816
33期	（2024年９月10日）	3,869,423,088	3,869,423,088	3.5453	3.5453
34期	（2025年３月10日）	3,820,495,564	3,820,495,564	3.6616	3.6616
35期	（2025年９月10日）	3,963,943,701	3,963,943,701	4.0747	4.0747
	2024年９月末日	4,097,696,475	—	3.7608	—
	10月末日	4,221,113,242	—	3.9185	—

11 月末日	4,125,051,835	—	3.8541	—
12 月末日	4,107,247,094	—	3.8989	—
2025 年 1 月末日	4,142,240,409	—	3.9536	—
2 月末日	3,864,838,534	—	3.6953	—
3 月末日	3,695,945,613	—	3.5596	—
4 月末日	3,381,422,347	—	3.3902	—
5 月末日	3,655,161,267	—	3.6903	—
6 月末日	3,807,752,750	—	3.8722	—
7 月末日	3,964,871,070	—	4.0699	—
8 月末日	3,965,718,461	—	4.0769	—
9 月末日	4,031,352,927	—	4.1472	—

②【分配の推移】

期	1 口当たりの分配金（円）
16 期	0.0000
17 期	0.0000
18 期	0.0000
19 期	0.0000
20 期	0.0000
21 期	0.0000
22 期	0.0000
23 期	0.0000
24 期	0.0000
25 期	0.0000
26 期	0.0000
27 期	0.0000
28 期	0.0000
29 期	0.0000
30 期	0.0000
31 期	0.0000
32 期	0.0000
33 期	0.0000
34 期	0.0000
35 期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
16 期	△5.5
17 期	0.3
18 期	19.6
19 期	5.1
20 期	6.5
21 期	△1.2
22 期	△2.6
23 期	1.9
24 期	△9.9
25 期	30.0
26 期	23.2
27 期	17.5
28 期	△10.9
29 期	13.2
30 期	1.5
31 期	8.5
32 期	15.4
33 期	△1.0
34 期	3.3
35 期	11.3

（注１）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に 100 を乗じて算出しています。

（注２）収益率は、小数点第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
16 期	10,227,618	284,954,713
17 期	10,471,236	369,694,560
18 期	3,875,267	366,737,980
19 期	272,573	292,302,794
20 期	2,150,540	268,182,106
21 期	5,529,903	202,671,423
22 期	1,627,059	136,829,740
23 期	4,157,570	240,565,584
24 期	1,898,386	151,914,753
25 期	15,307,999	74,150,923
26 期	159,449,204	100,751,740
27 期	48,135,669	86,766,661
28 期	4,327,266	122,172,707
29 期	934,730	102,101,201
30 期	2,223,131	85,996,973
31 期	2,775,307	62,806,740
32 期	4,448,386	46,631,274
33 期	2,585,124	49,623,432
34 期	2,167,770	50,205,153
35 期	1,465,420	72,038,914

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績 (2025年9月末現在)

基準価額・純資産の推移 (2015年9月末～2025年9月末)

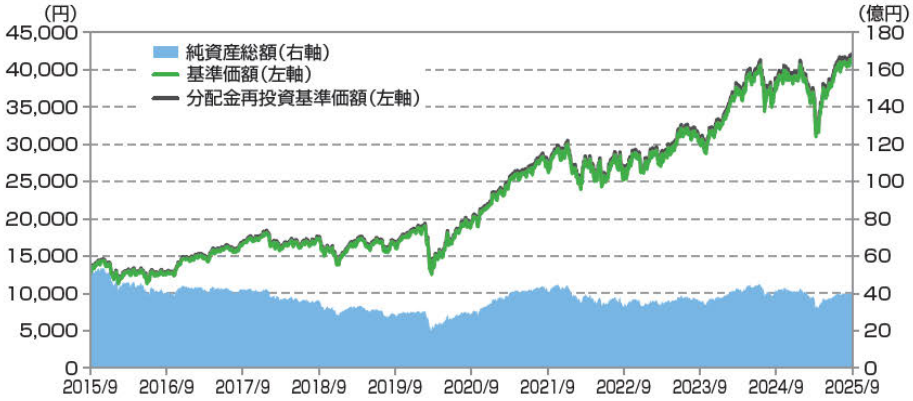

※基準価額および分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第31期 (2023年9月)	0円
第32期 (2024年3月)	0円
第33期 (2024年9月)	0円
第34期 (2025年3月)	0円
第35期 (2025年9月)	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況 ※比率は、純資産総額に対する比率です。

■ 組入上位5業種

順位	業種	比率
1	資本財	21.8%
2	半導体・半導体製造装置	13.2%
3	素材	11.4%
4	ソフトウェア・サービス	10.7%
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.7%

■ 組入上位5ヵ国／地域

順位	国／地域	比率
1	アメリカ	64.6%
2	フランス	9.1%
3	台湾	5.8%
4	イギリス	4.7%
5	日本	2.3%

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	国／地域	比率
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	6.6%
2	LINDE PLC	素材	アメリカ	4.3%
3	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	3.8%
4	AIR LIQUIDE SA	素材	フランス	3.4%
5	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	台湾	3.3%
6	UNION PACIFIC CORP	運輸	アメリカ	3.0%
7	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	フランス	2.7%
8	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	フランス	2.6%
9	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	アメリカ	2.5%
10	APTIV PLC	自動車・自動車部品	アメリカ	2.5%

年間収益率の推移 (暦年ベース) ※当ファンドにベンチマークはありません。

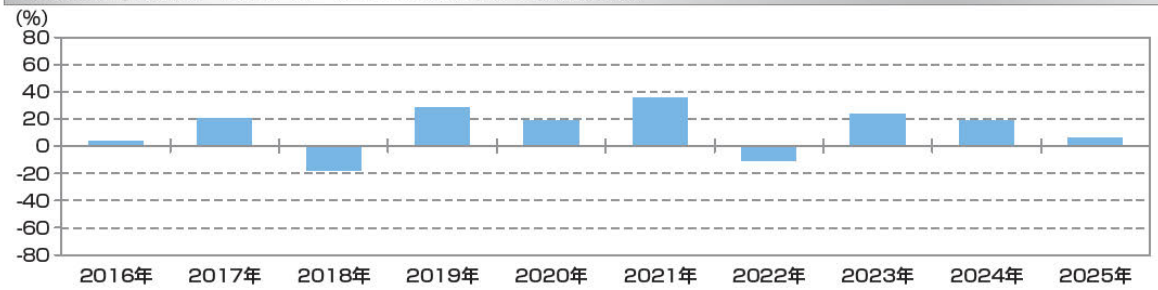

※当ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
※2025年は9月末までの収益率を表示しています。

◆ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
◆ 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・フランクフルト証券取引所の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・フランクフルト証券取引所の休業日

（４）解約制限

当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取り消すことができます。

・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

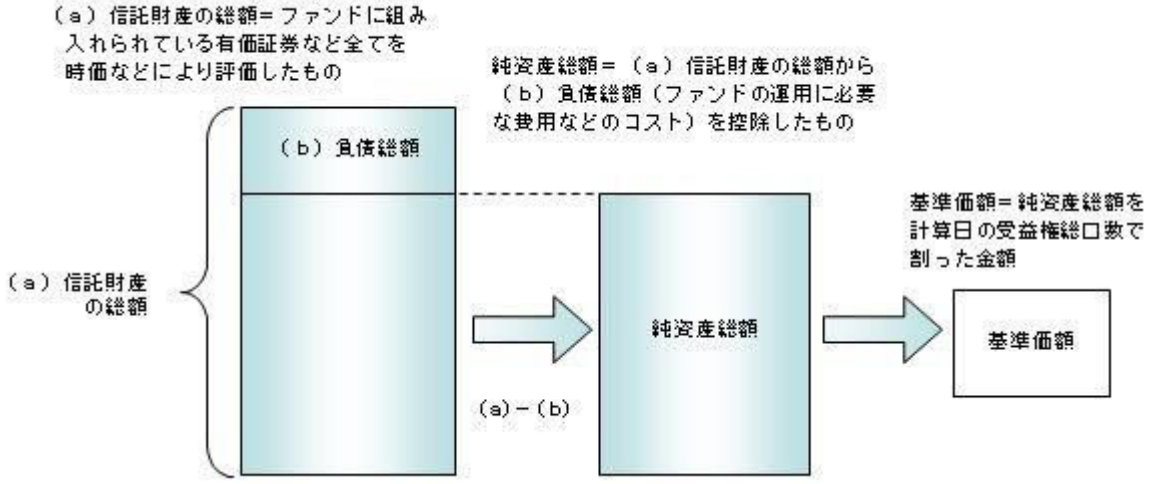

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2008 年 5 月 1 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）信託契約締結日から1年経過後、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が100億円を下回った場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

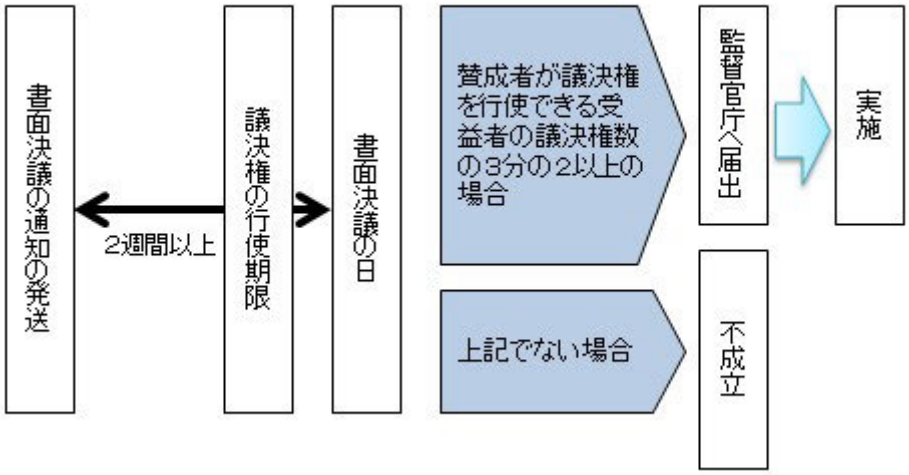

⑤　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/

⑦　関係法人との契約について

・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結される当ファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は当ファンドの償還日に終了するものとします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は 6 ヵ月であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 35 期計算期間（2025 年 3 月 11 日から 2025 年 9 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 11 月 21 日

ラッセル・インベストメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの 2025 年 3 月 11 日から 2025 年 9 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの 2025 年 9 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第34期 2025年 3月10日現在	第35期 2025年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	42,914,812	115,533,338
コール・ローン	118,301,996	84,806,955
株式	3,696,262,224	3,769,425,833
投資証券	6,242,097	16,080,383
派生商品評価勘定	2,197,728	12,308,008
未収入金	12,563,417	-
未収配当金	2,618,656	3,712,045
未収利息	1,134	813
差入委託証拠金	10,818,449	766,800
流動資産合計	3,891,920,513	4,002,634,175
資産合計	3,891,920,513	4,002,634,175
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,949,018	327,044
未払金	11,467,653	-
未払解約金	7,508,448	24,944
未払受託者報酬	1,788,668	1,653,314
未払委託者報酬	38,456,309	35,546,148
その他未払費用	1,254,853	1,139,024
流動負債合計	71,424,949	38,690,474
負債合計	71,424,949	38,690,474
純資産の部		
元本等		
元本	1,043,390,848	972,817,354
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,777,104,716	2,991,126,347
（分配準備積立金）	2,579,198,932	2,802,953,829
元本等合計	3,820,495,564	3,963,943,701
純資産合計	3,820,495,564	3,963,943,701
負債純資産合計	3,891,920,513	4,002,634,175

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第34期 自　2024年 9月11日 至　2025年 3月10日	第35期 自　2025年 3月11日 至　2025年 9月10日
営業収益		
受取配当金	18,574,744	27,922,716
受取利息	421,552	538,770
有価証券売買等損益	74,179,856	304,707,919
派生商品取引等損益	1,564,728	23,764,896
為替差損益	83,001,358	80,071,756
その他収益	565,641	652,224
営業収益合計	178,307,879	437,658,281
営業費用		
受託者報酬	1,788,668	1,653,314
委託者報酬	38,456,309	35,546,148
その他費用	2,504,020	1,845,635
営業費用合計	42,748,997	39,045,097
営業利益又は営業損失（△）	135,558,882	398,613,184
経常利益又は経常損失（△）	135,558,882	398,613,184
当期純利益又は当期純損失（△）	135,558,882	398,613,184
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,860,763	△3,142,198
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,777,994,857	2,777,104,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,208,325	4,002,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,208,325	4,002,108
剰余金減少額又は欠損金増加額	127,796,585	191,735,859
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	127,796,585	191,735,859
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,777,104,716	2,991,126,347

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 34 期 2025 年 3 月 10 日現在	第 35 期 2025 年 9 月 10 日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第34期 2025年 3月10日現在	第35期 2025年 9月10日現在
1.　期首元本額	1,091,428,231円	1,043,390,848円
期中追加設定元本額	2,167,770円	1,465,420円
期中一部解約元本額	50,205,153円	72,038,914円
2.　計算期間末日における受益権の総数	1,043,390,848口	972,817,354口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第34期
自 2024年 9月11日
至 2025年 3月10日

1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。

2.その他費用
信託財産にかかる主なその他費用はカストディフィーであります。

.3.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,222,738円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	68,062,014円
収益調整金額	C	197,905,784円
分配準備積立金額	D	2,496,914,180円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,777,104,716円
当ファンドの期末残存口数	F	1,043,390,848口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	26,616.11円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第35期
自 2025年 3月11日
至 2025年 9月10日

1.同左

2.その他費用
同左

.3.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,299,067円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	375,456,315円
収益調整金額	C	188,172,518円
分配準備積立金額	D	2,401,198,447円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,991,126,347円
当ファンドの期末残存口数	F	972,817,354口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	30,747.01円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第34期 2025年 3月10日現在	第35期 2025年 9月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左
	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券 同左
	デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第34期 2025年 3月10日現在	第35期 2025年 9月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	41,143,824	275,018,059
投資証券	△136,883	30,682
合計	41,006,941	275,048,741

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

第34期（2025年 3月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	124,826,770	－	120,227,445	△4,599,325
合計		124,826,770	－	120,227,445	△4,599,325

第35期（2025年 9月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	147,139,736	－	154,780,196	7,640,460
合計		147,139,736	－	154,780,196	7,640,460

（注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

第 34 期（2025 年 3 月 10 日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	215,997,928	－	210,695,639	△5,302,289
	米ドル	215,997,928	－	210,695,639	△5,302,289
	売建	87,471,032	－	86,320,708	1,150,324
	米ドル	76,705,584	－	75,526,989	1,178,595
	ユーロ	10,765,448	－	10,793,719	△28,271
合計		303,468,960	－	297,016,347	△4,151,965

第 35 期（2025 年 9 月 10 日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	227,352,644	－	232,020,192	4,667,548
	米ドル	227,352,644	－	232,020,192	4,667,548
	売建	79,273,276	－	79,600,320	△327,044
	米ドル	79,273,276	－	79,600,320	△327,044
合計		306,625,920	－	311,620,512	4,340,504

（注）1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第34期 自 2024年 9月11日 至 2025年 3月10日	第35期 自 2025年 3月11日 至 2025年 9月10日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区分	第34期 2025年 3月10日現在	第35期 2025年 9月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.6616円 (36,616円)	4.0747円 (40,747円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	積水化学工業	600	2,878.50	1,727,100	
	ＥＮＥＯＳホールディングス	3,700	889.00	3,289,300	
	ブリヂストン	700	6,968.00	4,877,600	
	日本碍子	400	2,461.00	984,400	
	ブラザー工業	400	2,602.00	1,040,800	
	日立製作所	1,400	4,119.00	5,766,600	
	キーエンス	900	55,730.00	50,157,000	
	デンソー	2,700	2,149.50	5,803,650	
	いすゞ自動車	900	1,983.00	1,784,700	
	トヨタ自動車	4,300	2,913.50	12,528,050	
	東海旅客鉄道	1,400	4,152.00	5,812,800	
日本円 計		17,400		93,772,000	
米ドル	COMMERCIAL METALS CO	189	58.40	11,037.60	
	DUPONT DE NEMOURS INC	435	76.75	33,386.25	
	LINDE PLC	2,450	473.44	1,159,928.00	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	58	95.72	5,551.76	
	NUCOR CORP	280	141.02	39,485.60	
	PPG INDUSTRIES INC	271	109.38	29,641.98	
	STEEL DYNAMICS INC	240	130.29	31,269.60	
	ACUITY INC	53	328.41	17,405.73	
	CARLISLE COS INC	76	382.22	29,048.72	

	CARRIER GLOBAL CORP	7,840	63.47	497,604.80	
	CORE & MAIN INC-CLASS A	318	49.70	15,804.60	
	CUMMINS INC	124	394.78	48,952.72	
	EATON CORP PLC	30	348.23	10,446.90	
	EMCOR GROUP INC	76	623.03	47,350.28	
	ENERSYS	69	103.77	7,160.13	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	209	228.23	47,700.07	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	207	58.75	12,161.25	
	GENERAL ELECTRIC	166	276.24	45,855.84	
	HUBBELL INC	1,367	437.24	597,707.08	
	IDEX CORP	2,210	162.01	358,042.10	
	LINCOLN ELECTRIC HOLDINGS	91	238.92	21,741.72	
	OWENS CORNING	143	149.12	21,324.16	
	PENTAIR PLC	4,173	109.13	455,399.49	
	SMITH (A.O.) CORP	5,710	72.00	411,120.00	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	502	409.41	205,523.82	
	XYLEM INC	4,389	137.55	603,706.95	
	AMENTUM HOLDINGS INC	11	23.71	260.81	
	JACOBS SOLUTIONS INC	187	143.71	26,873.77	
	REPUBLIC SERVICES INC	1,929	229.07	441,876.03	
	VERALTO CORP	3,791	105.03	398,168.73	
	WASTE MANAGEMENT INC	3,118	219.16	683,340.88	
	CSX CORP	1,236	32.20	39,799.20	
	UNION PACIFIC CORP	3,155	216.05	681,637.75	
	APTIV PLC	7,955	82.14	653,423.70	
	TESLA INC	692	346.97	240,103.24	
	KB HOME	85	65.92	5,603.20	
	PULTEGROUP INC	261	136.72	35,683.92	
	EBAY INC	4,435	92.45	410,037.92	
	LKQ CORP	435	32.31	14,054.85	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	8,330	126.25	1,051,662.50	
	WATERS CORP	792	300.52	238,011.84	
	ZOETIS INC	3,122	149.79	467,644.38	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	2,564	238.33	611,078.12	
	AMDOCS LTD	186	85.75	15,949.50	
	AUTODESK INC	1,271	325.19	413,316.49	

	INTL BUSINESS MACHINES CORP	149	259.11	38,607.39	
	MICROSOFT CORP	3,533	498.41	1,760,882.53	
	SYNOPSYS INC	1,167	604.37	705,299.79	
	ZOOM COMMUNICATIONS INC	435	85.62	37,244.70	
	AMPHENOL CORP-CL A	4,298	116.79	501,963.42	
	ARISTA NETWORKS INC	637	141.91	90,396.67	
	CISCO SYSTEMS INC	1,558	67.34	104,915.72	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,741	23.88	41,575.08	
	ITRON INC	2,313	118.76	274,691.88	
	TE CONNECTIVITY PLC	2,225	208.65	464,246.25	
	ANALOG DEVICES INC	32	248.18	7,941.76	
	APPLIED MATERIALS INC	2,109	163.50	344,821.50	
	FIRST SOLAR INC	178	203.06	36,144.68	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	6,333	66.84	423,297.72	
	NVIDIA CORP	3,192	170.76	545,065.92	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	137	223.69	30,645.53	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,411	250.92	354,048.12	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,687	185.03	312,145.61	
米ドル 計		108,366		17,266,818.25 (2,547,201,028)	
カナダドル	WEST FRASER TIMBER CO LTD	131	102.81	13,468.11	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	155	129.25	20,033.75	
	CGI INC	275	132.51	36,440.25	
	CAPITAL POWER CORP	204	57.30	11,689.20	
	NORTHLAND POWER INC	222	22.55	5,006.10	
カナダドル 計		987		86,637.41 (9,221,685)	
ユーロ	TENARIS SA	630	15.13	9,531.90	
	AIR LIQUIDE SA	4,500	176.98	796,410.00	
	COVESTRO AG-TEND	289	54.70	15,808.30	
	DSM-FIRMENICH AG	4,812	81.62	392,755.44	
	SOLVAY SA	117	27.48	3,215.16	
	UMICORE	94	13.43	1,262.42	
	WIENERBERGER AG	186	28.72	5,341.92	
	AALBERTS NV	124	29.30	3,633.20	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	259	65.95	17,081.05	

	ANDRITZ AG	122	61.70	7,527.40	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	401	92.44	37,068.44	
	EIFFAGE	124	109.10	13,528.40	
	GEA GROUP AG	4,577	64.30	294,301.10	
	HOCHTIEF AG	31	221.40	6,863.40	
	PRYSMIAN SPA	311	78.38	24,376.18	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	2,671	223.45	596,834.95	
	SIEMENS AG-REG	83	228.50	18,965.50	
	SIGNIFY NV	220	23.04	5,068.80	
	VALMET OYJ	249	30.52	7,599.48	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	629	51.75	32,550.75	
	KERRY GROUP PLC-A	6,209	79.60	494,236.40	
	BAYER AG-REG	945	28.23	26,682.07	
	SAP SE	263	230.30	60,568.90	
	ENGIE	1,251	17.78	22,242.78	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	19,169	28.82	552,450.58	
ユーロ 計		48,266		3,445,904.52 (594,590,824)	
英ポンド	JOHNSON MATTHEY PLC	145	19.20	2,784.00	
	SMURFIT WESTROCK PLC	445	33.57	14,938.65	
	ASHTEAD GROUP PLC	6,926	54.74	379,129.24	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	1,870	166.80	311,916.00	
	SPIRAX GROUP PLC	4,873	71.10	346,470.30	
	SERCO GROUP PLC	1,913	2.20	4,220.07	
	PERSIMMON PLC	129	10.87	1,402.87	
	UNITE GROUP PLC/THE	677	7.05	4,776.23	
英ポンド 計		16,978		1,065,637.36 (212,573,340)	
スイスフラン	SIKA AG-REG	1,761	185.65	326,929.65	
	ABB LTD-REG	636	55.70	35,425.20	
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	11	387.00	4,257.00	
	BKW AG	13	163.30	2,122.90	
スイスフラン 計		2,421		368,734.75 (68,182,742)	
スウェーデンクローネ	SSAB AB - B SHARES	1,012	52.44	53,069.28	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	719	157.60	113,314.40	

	ATLAS COPCO AB-B SHS	524	140.90	73,831.60	
	SKANSKA AB-B SHS	565	235.10	132,831.50	
スウェーデンクローネ 計		2,820		373,046.78 (5,864,295)	
デンマーククローネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	70	241.75	16,922.50	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	96	122.95	11,803.20	
デンマーククローネ 計		166		28,725.70 (663,850)	
オーストラリアドル	BLUESCOPE STEEL LTD	726	22.38	16,247.88	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	514	30.20	15,522.80	
	RELIANCE WORLDWIDE CORP LTD	1,292	4.24	5,478.08	
	AGL ENERGY LTD	991	8.24	8,165.84	
オーストラリアドル 計		3,523		45,414.60 (4,412,482)	
香港ドル	CRRC CORP LTD-H	7,000	6.01	42,070.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	3,000	8.73	26,190.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	900	38.00	34,200.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	8,000	18.92	151,360.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	5,000	7.92	39,600.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	1,500	20.30	30,450.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	2,000	19.04	38,080.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	1,300	65.00	84,500.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	5,000	7.26	36,300.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	36,000	1.39	50,040.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	6,000	3.61	21,660.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	6,500	14.46	93,990.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	2,000	27.04	54,080.00	
香港ドル 計		84,200		702,520.00 (13,305,728)	
シンガポールドル	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	4,200	3.15	13,230.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	3,300	1.46	4,818.00	
シンガポールドル 計		7,500		18,048.00 (2,074,437)	
新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	11,785	784.00	9,239,440.00	
	MEDIATEK INC	10,000	1,510.00	15,100,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	17,000	1,200.00	20,400,000.00	

新台湾ドル 計	38,785		44,739,440.00 (217,563,422)	
合計	331,412		3,769,425,833 (3,675,653,833)	

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	PROLOGIS INC	372	41,652.84	
		WEYERHAEUSER CO	755	19,078.85	
	米ドル 計		1,127	60,731.69 (8,959,138)	
	ユーロ	KLEPIERRE	344	11,407.04	
	ユーロ 計		344	11,407.04 (1,968,284)	
	英ポンド	SEGRO PLC	2,263	14,234.27	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	4,128	5,638.84	
	英ポンド 計		6,391	19,873.11 (3,964,287)	
	香港ドル	LINK REIT	1,500	62,760.00	
	香港ドル 計		1,500	62,760.00 (1,188,674)	
合計				16,080,383 (16,080,383)	

有価証券明細表注記
1. 通貨種類毎の小計欄の(　)内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の(　)内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	63 銘柄	99.6%	－	69.0%
	投資証券	2 銘柄	－	0.4%	0.2%
カナダドル	株式	5 銘柄	100.0%	－	0.2%
ユーロ	株式	25 銘柄	99.7%	－	16.1%
	投資証券	1 銘柄	－	0.3%	0.1%
英ポンド	株式	8 銘柄	98.2%	－	5.8%
	投資証券	2 銘柄	－	1.8%	0.1%
スイスフラン	株式	4 銘柄	100.0%	－	1.8%
スウェーデンクローネ	株式	4 銘柄	100.0%	－	0.2%
デンマーククローネ	株式	2 銘柄	100.0%	－	0.0%
オーストラリアドル	株式	4 銘柄	100.0%	－	0.1%
香港ドル	株式	13 銘柄	91.8%	－	0.4%
	投資証券	1 銘柄	－	8.2%	0.0%
シンガポールドル	株式	2 銘柄	100.0%	－	0.1%
新台湾ドル	株式	3 銘柄	100.0%	－	5.9%

4. 通貨の表示
　邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 9 月 30 日現在です。

【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,036,446,237円
Ⅱ　負債総額	5,093,310円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,031,352,927円
Ⅳ　発行済口数	972,063,263口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.1472円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025 年 9 月末現在）

資本金の額	490 百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000 株
発行済株式総数	34,090 株
過去５年間における主な資本金の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構（2025 年 9 月末現在）

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2025 年 9 月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	31 本	206,676,099,960 円
単位型株式投資信託	0 本	0 円
追加型公社債投資信託	0 本	0 円
単位型公社債投資信託	0 本	0 円
合計	31 本	206,676,099,960 円

３【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

　また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 27 期事業年度(自 2024 年 1 月 1 日　至 2024 年 12 月 31 日)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

　また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 3 月 21 日

ラッセル・インベストメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 27 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の 2024 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2025 年 9 月 26 日

ラッセル・インベストメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　直　毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 28 期事業年度の中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 26 期 （2023 年 12 月 31 日現在）	第 27 期 （2024 年 12 月 31 日現在）
資産の部			
流動資産			
預金		2,352,886	2,547,397
前払費用		25,942	31,232
未収委託者報酬		340,826	414,269
未収運用受託報酬		1,623,297	1,743,217
未収投資助言報酬		202,177	219,532
その他流動資産		97,472	136,037
流動資産合計		4,642,603	5,091,688
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		123,021	109,601
器具備品		34,300	39,520
有形固定資産合計	※1	157,322	149,122
無形固定資産			
ソフトウェア		136	90
無形固定資産合計		136	90
投資その他の資産			
長期差入保証金		138,106	122,091
繰延税金資産		38,022	82,701
投資その他の資産合計		176,128	204,792
固定資産合計		333,586	354,005
資産合計		4,976,190	5,445,693

（単位：千円）

	第26期 （2023年12月31日現在）	第27期 （2024年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	31,112	32,434
未払金		
未払手数料	73,479	95,107
未払委託調査費	619,648	1,051,341
未払委託計算費	6,964	7,473
その他未払金	727,878	463,948
未払金合計	1,427,970	1,617,871
未払費用	83,058	168,131
未払消費税等	339,337	520,812
未払法人税等	72,130	121,314
前受金	57,857	58,269
賞与引当金	376,568	355,549
リース債務	1,620	-
流動負債合計	2,389,656	2,874,383
固定負債		
資産除去債務	49,821	58,005
長期未払金	1,013,800	857,998
長期未払費用	17,714	21,653
固定負債合計	1,081,335	937,657
負債合計	3,470,992	3,812,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	892,697	1,021,152
利益剰余金合計	1,001,511	1,129,966
株主資本合計	1,505,197	1,633,652
純資産合計	1,505,197	1,633,652
負債純資産合計	4,976,190	5,445,693

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第26期 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）	第27期 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,287,240	1,662,357
運用受託報酬	8,714,947	11,925,306
投資助言報酬	556,402	560,827
その他収益	476,132	628,379
営業収益合計	11,034,722	14,776,871
営業費用		
支払手数料	283,332	376,633
広告宣伝費	1,570	3,870
調査費		
委託調査費	7,104,581	10,470,612
図書費	1,416	1,780
調査費合計	7,105,998	10,472,393
委託計算費	72,844	81,068
業務委託費	373,668	425,552
営業雑経費		
通信費	6,232	6,768
印刷費	7,889	7,456
協会費	10,664	11,062
営業雑経費合計	24,786	25,288
営業費用合計	7,862,200	11,384,806
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,211	48,952
給料・手当	1,105,538	1,176,304
賞与	3,018	15,042
賞与引当金繰入額	376,568	355,549
給料合計	1,523,337	1,595,849
福利厚生費	170,060	168,170
交際費	7,847	8,208
寄付金	355	396
旅費交通費	14,477	22,976
租税公課	26,380	33,675
不動産賃借料	163,321	133,821
退職給付費用	157,168	193,579
消耗器具備品費	532,877	556,883
修繕費	5,551	6,328
水道光熱費	6,251	5,850
会議費用	1,217	1,764
固定資産減価償却費	36,152	29,496

諸経費	135,936	158,232
一般管理費合計	2,780,935	2,915,234
営業利益又は営業損失（△）	391,586	476,830
営業外収益		
受取利息	47	205
その他営業外収益	3,578	2,905
営業外収益合計	3,626	3,110
営業外費用		
為替差損	70,887	128,232
営業外費用合計	70,887	128,232
経常利益又は経常損失（△）	324,325	351,708
特別損失		
割増退職金	53,875	138,553
特別損失合計	53,875	138,553
税引前当期純利益又は		
税引前当期純損失（△）	270,449	213,154
法人税、住民税及び事業税	55,945	129,378
法人税等調整額	△ 38,022	△ 44,678
法人税等合計	17,923	84,700
当期純利益又は当期純損失（△）	252,526	128,454

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

第 26 期 （自　2023 年 1 月 1 日 至　2023 年 12 月 31 日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	－	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益又は 当期純損失（△）	－	－	－	－	－	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	－	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

（単位：千円）

第 27 期 （自　2024 年 1 月 1 日 至　2024 年 12 月 31 日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	－	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益又は 当期純損失（△）	－	－	－	－	－	128,454	128,454	128,454	128,454
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	128,454	128,454	128,454	128,454
当期末残高	490,000	13,685	－	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（重要な会計上の見積り）

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　79,554千円 器具備品　50,344千円	*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　99,246千円 器具備品　60,102千円

（損益計算書関係）

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

<table>
<tr><td colspan="5">第 26 期
自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日</td><td colspan="5">第 27 期
自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="5">1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項</td><td colspan="5">1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項</td></tr>
<tr><td>株式の種類</td><td>当期首株式数（株）</td><td>当期増加株式数（株）</td><td>当期減少株式数（株）</td><td>当期末株式数（株）</td><td>株式の種類</td><td>当期首株式数（株）</td><td>当期増加株式数（株）</td><td>当期減少株式数（株）</td><td>当期末株式数（株）</td></tr>
<tr><td>発行済株式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>発行済株式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>普通株式</td><td>34,090</td><td>－</td><td>－</td><td>34,090</td><td>普通株式</td><td>34,090</td><td>－</td><td>－</td><td>34,090</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>34,090</td><td>－</td><td>－</td><td>34,090</td><td>合計</td><td>34,090</td><td>－</td><td>－</td><td>34,090</td></tr>
<tr><td colspan="5">2. 配当に関する事項
(1)配当金支払額
該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。</td><td colspan="5">2. 配当に関する事項
(1)配当金支払額
同左

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
同左</td></tr>
</table>

（リース取引関係）

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

<table>
<tr><th>第 26 期
2023 年 12 月 31 日現在</th><th>第 27 期
2024 年 12 月 31 日現在</th></tr>
<tr><td colspan="2">1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。
未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。</td></tr>
<tr><td>2. 金融商品の時価等に関する事項
預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</td><td>2. 金融商品の時価等に関する事項
預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</td></tr>
<tr><td>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
2023 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</td><td>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
2024 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

<table>
<tr><th>第 26 期
2023 年 12 月 31 日現在</th><th>第 27 期
2024 年 12 月 31 日現在</th></tr>
<tr><td>1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 当期中に売却したその他有価証券
注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。</td><td>1. その他有価証券で時価のあるもの
同左

2. 当期中に売却したその他有価証券
同左</td></tr>
</table>

（デリバティブ取引関係）

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　1,001,162 退職給付費用　110,661 退職給付の支払額等　△ 98,022 長期未払金の当期末残高　1,013,800	2. 退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　1,013,800 退職給付費用　118,256 退職給付の支払額等　△ 274,058 長期未払金の当期末残高　857,998
(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　110,661	(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　118,256
3. 確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　47,895	3. 確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　44,660

（ストック・オプション等関係）

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第26期 2023年12月31日現在	第27期 2024年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 56,359 未払費用 197,882 賞与引当金 115,305 資産除去債務 10,697 長期未払金 310,425 長期未払費用 5,424 その他 17,993 繰延税金資産小計 714,087 評価性引当額 △ 676,065 繰延税金資産合計 38,022	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 － 未払費用 355,735 賞与引当金 108,869 資産除去債務 12,078 長期未払金 262,719 長期未払費用 6,630 その他 16,508 繰延税金資産小計 762,540 評価性引当額 △ 679,839 繰延税金資産合計 82,701
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.05% 住民税均等割 0.06% 評価性引当額の増減 △ 27.30% その他 △ 2.33% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 6.09%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.74% 住民税均等割 0.07% 評価性引当額の増減 1.54% その他 △ 4.31% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.66%
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 同左

（資産除去債務関係）

<table>
<tr><th>第 26 期
2023 年 12 月 31 日現在</th><th>第 27 期
2024 年 12 月 31 日現在</th></tr>
<tr><td colspan="2">資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</td></tr>
<tr><td>3. 当該資産除去債務の総額の増減
（単位：千円）
当期首残高 43,517
時の経過による調整額 2,573
見積りの変更による増加額 3,730
当期末残高 49,821

当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。従って、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として 3,730 千円加算しております。</td><td>3. 当該資産除去債務の総額の増減
（単位：千円）
当期首残高 49,821
時の経過による調整額 1,911
見積りの変更による増加額 6,272
当期末残高 58,005

当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として 6,272 千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。</td></tr>
</table>

（収益認識関係）

第 26 期
自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	－	277,489	－	－	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第 27 期
自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,662,357	11,914,670	560,827	628,379	14,766,235
成功報酬	－	10,636	－	－	10,636
合計	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第 26 期
自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社（※）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

（※）A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第 27 期
自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社（※）	10,588,938	投資一任業・投資助言業

（※）A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第 26 期　（自 2023 年 1 月 1 日　至 2023 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	－	コーポレートサポート	なし	兼任 0 人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	－	運用執行サービス	なし	兼任 0 人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第 27 期　（自 2024 年 1 月 1 日　至 2024 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	－	コーポレートサポート	なし	兼任 0 人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	918,690	未払金	229,370
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	－	運用執行サービス	なし	兼任 0 人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,326,042	未払金	109,749

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日		第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	
1株当たり純資産額	44,153.64円	1株当たり純資産額	47,921.74円
1株当たり当期純利益	7,407.64円	1株当たり当期純利益	3,768.10円
損益計算書上の当期純利益	252,526千円	損益計算書上の当期純利益	128,454千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	252,526千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	128,454千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表
（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第28期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		5,715,069
前払費用		31,066
未収委託者報酬		394,049
未収運用受託報酬		1,680,325
未収投資助言報酬		107,816
その他流動資産		138,179
流動資産合計		8,066,506
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		98,851
器具備品		35,921
有形固定資産合計	*1	134,772
無形固定資産		
ソフトウエア		68
無形固定資産合計		68
投資その他の資産		
長期差入保証金		122,091
繰延税金資産		132,806
投資その他の資産合計		254,897
固定資産合計		389,739
資産合計		8,456,245

（単位：千円）

		第28期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金		33,423
未払金		
未払手数料		90,773
未払委託調査費		2,023,858
未払委託計算費		7,817
その他未払金		1,655,587
未払金合計		3,778,036
未払費用		58,045
未払消費税等	*2	610,295
未払法人税等		718,096
前受金		63,332
賞与引当金		177,775
流動負債合計		5,439,005
固定負債		
資産除去債務		59,216
長期未払金		817,761
長期未払費用		24,297
固定負債合計		901,275
負債合計		6,340,281
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		13,685
資本剰余金合計		13,685
利益剰余金		
利益準備金		108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,503,464
利益剰余金合計		1,612,278
株主資本合計		2,115,964
純資産合計		2,115,964
負債純資産合計		8,456,245

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		810,644
運用受託報酬		9,935,803
投資助言報酬		235,646
その他収益		310,438
営業収益合計		11,292,534
営業費用		8,733,922
一般管理費	*1	1,336,877
営業利益		1,221,734
営業外収益		
受取利息		543
為替差益		108,414
その他営業外収益		2,461
営業外収益合計		111,419
経常利益		1,333,154
特別損失		
割増退職金		25,410
特別損失合計		25,410
税引前中間純利益		1,307,743
法人税、住民税及び事業税		675,538
法人税等調整額		△ 50,105
法人税等合計		625,432
中間純利益		682,311

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 （2025年6月30日現在）	
*1　有形固定資産の減価償却累計額	173,698千円
*2　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）		
*1　減価償却実施額	有形固定資産	14,349千円
	無形固定資産	22千円

（リース取引関係）

第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末 （2025年6月30日現在）
1．金融商品の時価等に関する事項 預金、未収運用受託報酬、未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。 2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2025年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間末 （2025年6月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第28期中間会計期間末 （2025年6月30日現在）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第28期中間会計期間末 （2025年6月30日現在）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 当期首残高　58,005千円 時の経過による調整額　1,211千円 当中間期末残高　59,216千円

（収益認識関係）

第28期中間会計期間
（自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	810,644	9,120,579	235,646	310,438	10,477,310
成功報酬	－	815,223	－	－	815,223
合計	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第28期中間会計期間
（自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日）

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	9,132,104	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）	
1株当たり純資産額	62,069.93円
1株当たり中間純利益	20,015.01円
中間損益計算書上の中間純利益	682,311千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	682,311千円
差額	－
期中平均株式数 普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第28期中間会計期間 （自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド

信託約款

ラッセル・インベストメント株式会社

ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド

運用の基本方針

信託約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主としてわが国を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用にあたっては、原則として委託者が選定した複数の運用会社に運用指図にかかる権限を委託し、各運用会社の組み合わせにより、投資成果の向上を図ります。なお、委託者の判断により、適宜、運用指図にかかる権限を委託する運用会社の追加、削除または入替え、ならびに各運用会社への委託割合の変更を行うことがあります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 株式以外の資産への投資は、信託財産総額の50％以下とします。

⑤ 資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式の投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とします。

⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第３条　委託者は、金1,050億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,050億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合ま

たは当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第13条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、「指定販売会社」といいます。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社との間に締結した別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付は行いません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条ないし第25条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形
ホ．匿名組合出資持分（イ．に該当するものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者（第20条第１項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第21条ないし第28条、第30条、第31条第３項第３号、第34条および第35条において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券または

オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑥　委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦　前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条および第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条および第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

（イ）商　　号：インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド
所 在 地：英国ロンドン
委託内容：グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用

（ロ）商　　号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー
所 在 地：米国ワシントン州シアトル
委託内容：１．キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金相当分の範囲内で株式先物等を活用し、信託財産の運用効率を高めることをいいます。）
２．他の委託運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の委託運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
３．他の委託運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。
４．委託者が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者がこの信託について受ける報酬の中から支弁するものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託者は、かかる報酬の額および支弁の時期を、当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。

③　第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託契約違反となる運用の指図に係る権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第23条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

④　委託者は、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第22項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超

えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年３月11日から９月10日まで、および９月11日から翌年３月10日までとします。ただし、第１期計算期間は、平成20年５月１日から平成20年９月10日までとします。

②　前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第５条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸経費および諸費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸経費のほか、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．振替受益権の管理事務に関連する費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用

３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

４．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用

５．運用状況に係る情報の作成、提供、印刷および交付に係る費用

６．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　前２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は第39条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方法）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託

報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付され、指定販売会社は、別に定める契約を締結した受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第47条第４項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項に準じて受益者に支払います。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第47条第５項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から委託者の指定する指定販売会社において当該受益者に支払います。

⑤ 第２項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該指定販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該指定販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第44条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払を請求しないとき、また償還金について第44条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第47条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合は、一部解約の実行の請求は受付けません。

③ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約締結日から１年経過後、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が100億円を下回った場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第48条の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、第５条の規定による信託終了前に、第47条第８項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第

16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第55条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.russellinvestments.com/jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為

替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成20年５月１日

委託者　東京都港区赤坂七丁目３番37号 プラース･カナダ
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

Russell Investments